

◆精神障害者保健福祉手帳について

精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方（知的障がいは含まれません）の障がいの状態を証明する手帳です。

1. 障がい程度の内容

障がい等級	精神障がいの状態（※詳細については主治医にご相談ください）
1級	日常生活の身の回りのことをほとんどできない程度のもの（障害年金1級相当）
2級	日常生活が著しく制限を受けるか、または制限を加えることを必要とする程度のもの（障害年金2級相当）
3級	日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または制限を加えることを必要とする程度のもの

2. 必要書類等

- 障害者手帳申請書
- 診断書（指定様式）または精神障がいを支給事由とする障害年金の年金証書等
- 写真

3. 主な福祉サービス等

- 障がい福祉サービス（居宅介護・短期入所等）
 - 公共料金（バス運賃・汽船運賃等）の割引 など
- ※障がいの等級等によって利用できる福祉制度の内容は異なります。

11月は「児童虐待防止推進月間」です

さしのべた その手がこどもの 命綱
 （平成25年度「児童虐待防止推進月間」標語）

全国的に児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。そのためには、子どもに関わる機関を含む幅広い市民の理解と関心がかかせません。

「おかしい」「何か変だ」と気付いたら、児童家庭支援センターや地域の民生委員・児童委員へお知らせください。関係機関と連携を取りながら対応します。

子育てに不安を感じたら…ひとりで悩まず相談しましょう。

- 子どもとうまくかかわれない
 - 自分だけ子育てがうまくできない
 - 子どもの行動が気に入らない
 - 子どもといるとイライラする
 - 助けてくれる人がいない
- “相談”は子育てを支援するきっかけづくりです



相談・お問い合わせ

市役所社会福祉課児童家庭支援センター
 ☎63-5222
 または、各地域の児童委員・民生委員へ

地域社会から児童虐待をなくしましょう！
 佐渡市民生委員児童委員協議会